

「テトラコナゾール」「ピコキシストロビン」「ピリベンカルブ」「フルピリミン」及び「スペクチノマイシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

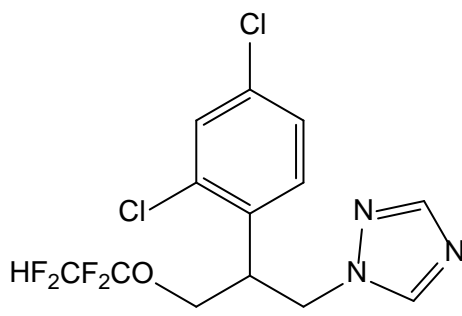
1. テトラコナゾール（農薬）
2. ピコキシストロビン（農薬）
3. ピリベンカルブ（農薬）
4. フルピリミン（農薬）
5. スペクチノマイシン（動物用医薬品）

テトラコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・本剤について畜産物の基準値を設定する必要があるため、食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	テトラコナゾール (Tetraconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。植物病原菌の細胞膜の主要構成成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: てんさい、りんご、かぼちゃ等 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国基準: 大豆、てんさい、畜産物等 カナダ基準: ぶどう、てんさい、畜産物等 EU基準: りんご、ぶどう、トマト等 豪州基準: ぶどう、畜産物 ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 20 年 7 月 8 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼及び平成 24 年 8 月 21 日 平成 27 年 8 月 18 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.004 mg/kg 体重/day ARfD = 0.05 mg/kg 体重	

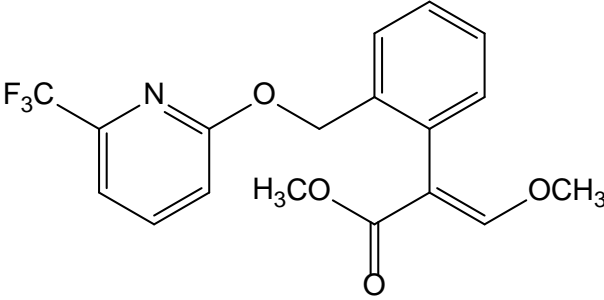
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピコキシストロビン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成29年9月8日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大申請**」に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピコキシストロビン (Picoxystrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: はくさい、キャベツ、レタス等 今回、やまのいも、ブロッコリー、にんにく等への適用拡大申請 使用方法: 散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	ADI = 0.09 mg/kg 体重/day (2012年) ARfD = 0.09 mg/kg 体重 (2012年)
	国際基準	アセロラ
	諸外国	米国基準: 小麦、大麦、畜産物等 カナダ基準: 小麦、大麦等 EU基準: かんきつ類、仁科類、畜産物等 豪州基準: 基準なし ニュージーランド基準: 小麦、大麦等
食品安全委員会での評価等	【1】平成27年1月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年6月9日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.046 mg/kg 体重/day</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.2 mg/kg 体重</div>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリベンカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成28年12月16日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリベンカルブ (Pyribencarb)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンジルカーバメート系の殺菌剤である。ミトコンドリアの電子伝達系を阻害し、孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入防止により、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんきつ、だいず、たまねぎ等 今回、ピーマンへの適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成 21 年 8 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 23 年 5 月 12 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 28 年 7 月 11 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 29 年 2 月 28 日 食品健康影響評価結果 受理 $ADI = 0.039 \text{ mg/kg 体重/日}$ $ARfD = 1.1 \text{ mg/kg 体重}$	

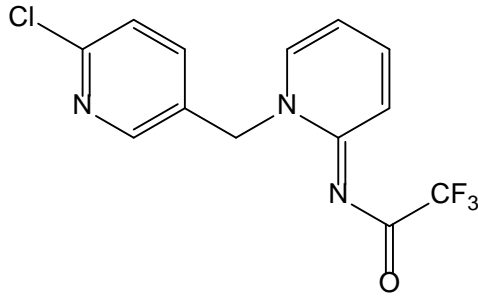
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルピリミン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成29年9月22日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく農薬登録申請」に伴う基準値設定要請及び「魚介類」への基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルピリミン(Flupyrimin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ニコチン性アセチルコリン受容体に作用することで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、米への新規申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

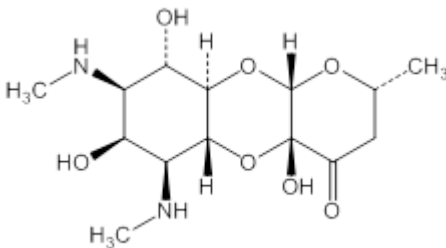
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

スペクチノマイシン

1. 今回の諮問の経緯

- ・スペクチノマイシンについては、平成24年7月18日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成29年7月18日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されている牛の脂肪等について、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	スペクチノマイシン(Spectinomycin)	
構造式		
用途	抗生物質	
作用機構	アミノグリコシド系抗生物質である。細菌のリボソーム 30S サブユニットに結合し、タンパク質合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 承認されていない。 (参考)海外では、牛、豚、鶏等の飼料添加剤等として細菌感染の治療等に使用されている。	
国際機関、海外での状況	JECFA	ADI= 0.04 mg/kg 体重/day(1994年)
	国際基準	牛、豚、羊、鶏、乳、卵
	諸外国	米国基準:牛、鶏、七面鳥 カナダ基準:鶏 EU基準:全ての食用動物、乳 豪州基準:羊以外の哺乳動物、家きん、卵 ニュージーランド基準:羊
食品安全委員会での評価等	【1】平成24年7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年7月18日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.053 mg/kg 体重/day	

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【テトラコナゾール】

- ・産卵鶏の家畜代謝試験
- ・泌乳牛の家畜残留試験
- ・産卵鶏の家畜残留試験

【ピコキシストロビン】

- ・作物残留試験

【ピリベンカルブ】

- ・作物残留試験